



鳥取県公報

平成18年 2月 3日(金)
第 7 7 5 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|--|----|
| 告 示 | 軽油引取税に係る特約業者の指定 (63) (税務課) | 1 |
| | 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (64) (") | 1 |
| | 指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (65) (東部福祉保健局)..... | 2 |
| | 保安林の指定の解除予定 (66) (森林保全課) | 2 |
| 調達公告 | 一般競争入札の実施 (生産振興課) | 2 |
| | 一般競争入札の実施 (3件) (病院局総務課) | 6 |
| 正 誤 | 平成17年12月 6 日付鳥取県告示第910号中訂正 | 14 |
| | 平成17年12月20日付鳥取県告示第935号中訂正 | 14 |

告 示

鳥取県告示第63号

鳥取県税条例 (平成13年鳥取県条例第10号) 第193条第 1 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成18年 2月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------------|------------------|-------------|
| 大森自動車整備株式会社 代表取締役 山田 富士男 | 鳥取市南安長一丁目 2 - 18 | 平成18年 1月 6日 |

鳥取県告示第64号

鳥取県税条例 (平成13年鳥取県条例第10号) 第193条第 2 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成18年 2月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 指定取消年月日 |
|------------|------------|---------|
| | | |

| | | |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 松本石油株式会社 代表取締役 松本 信光 | 鳥取市松並町二丁目102 | 平成17年11月30日 |
| 遠藤石油店 遠藤 隆三 | 鳥取市伏野1163 | 〃 |

鳥取県告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50条）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年2月3日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 氏名（及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 居宅サービス事業の種類 | 指定年月日 |
|--------------------------|----------------|-------------------|--------------------|-------------|-----------|
| 有限会社 あみはま薬局 代表取締役 網濱博 | 鳥取市今町一丁目101 | ドラッグストアエース調剤薬局 | 鳥取市古海590-1 | 居宅療養管理指導 | 平成13年6月1日 |

鳥取県告示第66号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年2月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市富海字赤岩945の8から945の11まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 2月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

埋設農薬無害化処理に係る業務委託 一式
 予定数量

| 分 類 | 主な成分 | 性状 | 予定数量 | 荷 姿 | |
|--|------|-----------------------------|--------------|--------------|---------------------------------------|
| 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。） | 汚泥 | BHC、DDT、アルドリリン、ディルド | 農薬 | 約24,000キログラム | ケミカルドラム缶200リットル約93本 |
| | 廃酸 | リン、エンドリン、パラチオン、EPN、総水銀、砒素、鉛 | 液体 | 約25,000キログラム | ケミカルドラム缶200リットル又はスチールドラム缶200リットル約173本 |
| 計 | | | 約49,000キログラム | | |

(2) 業務内容

本件業務は、県の事業場から排出される残留性有機汚染物質を含む埋設農薬（以下「埋設農薬」という。）の収集・運搬及び無害化処理を行うものである。なお、この公告に記載された内容についての詳細な事務手続等については、入札事務説明書を参照すること。

(3) 埋設農薬の排出場所

八頭郡八頭町宮谷 鳥取いなば農業協同組合郡家町支店

(4) 履行期間

契約締結の日から平成18年6月30日まで

(5) 入札書の記入方法等

収集・運搬業務に係る合計金額及び無害化処理業務に係る(1)に掲げるそれぞれの分類ごとの埋設農薬1キログラム当たりの単価を入札書に記載すること。この場合において、収集・運搬業務を業務提携をしている者（以下「提携業者」という。）を通じて行おうとする場合は、当該提携業者が収集・運搬業務に係る入札書を作成することとし、複数の提携業者が収集・運搬業務に携わる場合は、それぞれの者が入札書を作成すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（収集・運搬業務に係る金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、本件業務委託のうち無害化処理業務に係る契約は、単価の設定を契約の主目的とするものであり、本件数量についてはあくまで予定であるので留意すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。（収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、当該提携業者もこの要件を満たすこと。）

(2) 法第14条第6項の許可（1の(1)に掲げる分類及び成分の産業廃棄物を取り扱うことができるものに限る。）を受けている者であること。

(3) 法第14条第1項の許可(1の(1)の分類及び成分の産業廃棄物を取り扱うことができるものに限る。)を受けている者又は当該許可を受けている提携業者に収集・運搬業務を依頼できる者であること。

なお、この一般競争入札に参加する者(収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、県内における収集・運搬業務を担当する者に限る。)であって、当該許可(鳥取県知事の許可に限る。)を受けていないものは、当該許可に係る申請書類を平成18年2月23日(木)午後5時までに県内の保健所に提出すること。

(4) 本件業務を実施するに当たり、収集・運搬業務及び無害化処理業務に関し、平成16年10月12日付環産廃第041012002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知(POP s 廃農薬の処理に関する技術的留意事項について。以下「技術的留意事項」という。)において示された方法に基づき、適正に処理を行うことができる者であること。

(5) 契約終了の日までに、技術的留意事項において定められた残さの処理が完了できる者であること。

(6) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年2月23日(木)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(7) 平成18年2月3日(金)から同年3月16日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。(収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、当該提携業者もこの要件を満たすこと。)

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部生産振興課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部生産振興課振興調整係

電話 0857 - 26 - 7281 (直通)

(2) 入札事務説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年2月3日(金)から同月23日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、同期間内に(1)の問合せ先に書面によりその旨を申し出ること。

また、この公告の内容及び事務手続に関し疑義がある場合は、(1)の問合せ先に説明を求めることができる。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月16日(木)午前10時(郵便等による入札書の受領期限は、同月15日(水)午後5時)

鳥取県庁本庁舎4階 農林水産部入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札事務説明書で示した入札参加資格確認申請書に、2の(2)から(6)までの資格を有することを証明する書類その他のものを添えて、4の(1)の場所に平成18年2月23日(木)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、提携業者に係る2の(3)、(4)及び(6)の資格を有することを証明する書類その他のものを併せて提出すること。

なお、入札参加資格の確認結果は、平成18年3月3日(金)までに通知する。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として収集・運搬業務については入札金額、無害化処理業務については入札金額に基づき予定数量に応じて算出した金額のそれぞれ100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として収集・運搬業務については契約金額、無害化処理業務については契約金額に基づき予定数量に応じて算出した金額のそれぞれ100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札事務説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約締結時期等

落札者の無害化処理業務に係る施設が所在する地方公共団体が、他県の産業廃棄物の受入れに関し事前協議、事前届出その他の制度を設けている場合は、それらの手続が完了し、受入れが可能となった日以後の日付で契約を締結する。ただし、落札者の無害化処理業務に係る施設が所在する地方公共団体が、本件業務に係る埋設農薬の受入れを拒否し、本件業務の履行が不可能となったときは、契約の締結を中止する。この場合において、本件業務を再度入札に付するときは、当該落札者及び当該受入れを拒否した地方公共団体に無害化処理業務に係る施設が所在する者の入札参加は認めない。

(4) 契約書作成の要否

要(収集・運搬業務を提携業者を通じて行おうとする場合は、収集・運搬業務に係る契約書は、当該提携業者と締結する。)

(5) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、収集・運搬業務に係る入札金額及び無害化処理業務に係る入札金額に基づき予定数量に応じて算出した金額の合算額の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

ア 詳細は、入札事務説明書による。

イ 鳥取県議会平成18年2月定例会において本件業務に係る補正予算が可決されなかったときは、この入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Disposal of underground agricultural chemicals, 1set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:00 PM 23,February, 2006

(3) Date and time for tender submission:

10:00 AM 16, March, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail:

5:00 PM 15, March, 2006

(4) Please contact:

Agriculture and Forestry Marine Products Division, Production Promotion Section, Tottori Prefectural Government

1 - 220 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8570 Japan

TEL 0857 - 26 - 7281

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月3日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立中央病院警備保障及び夜間等救急受付業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入

札参加資格審査の申請書類を平成18年2月24日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成18年2月3日（金）から同年3月15日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。

(5) 平成14年度以降に鳥取県が発注した本件病院に係る警備業務又は病床数200床以上の病院の警備を12月以上継続して履行した実績を有するものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

電話 0857 - 26 - 2271（内線2210）

(2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成18年2月7日（火）から同月23日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

(イ) 交付場所

(1)に同じ。

イ 郵送による場合

平成18年2月7日（火）から同月23日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月15日（水）午後3時（郵便等による入札書の受領期限は、同日午後2時）

鳥取県立中央病院 大会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月28日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程

第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Security guards for Tottori Prefectural Chuo Hospital and Receptionists for emergency care in Tottori Prefectural Chuo Hospital in the nights and so on, 1 Set

(2) Supply period : From 1 April, 2006 through 31 March, 2009

(3) Supply place : 730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 p.m. 28, February, 2006

(5) Date and time for tender submission : 3 :00 p.m. 15 March, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 2 :00 p.m. 15 March, 2006

(6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital

730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

TEL : 0857 - 26 - 2271 ex.2210

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月3日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立中央病院清掃作業 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年2月24日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成18年2月3日（金）から同年3月15日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録を受けている者を含む。）であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

(6) 平成14年度以降に鳥取県が発注した本件施設に係る清掃業務又は延べ面積が10,000平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

電話 0857-26-2271（内線2210）

(2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成18年2月7日（火）から同月23日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から

午後4時までの間交付する。

(イ) 交付場所

(1)に同じ。

イ 郵送による場合

平成18年2月7日(火)から同月23日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月15日(水)午後2時(郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時)

鳥取県立中央病院 大会議室(本館1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月28日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の

規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Chuo Hospital, 1 Set

(2) Supply period : From 1 April,2006 through 31 March,2009

(3) Supply place : 730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 p.m. 28, February, 2006

(5) Date and time for tender submission : 2 :00 p.m.15 March,2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1 :00 p.m.15 March,2006

(6) Please contact : Property Management Division , General Affairs Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital

730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

TEL:0857 - 26 - 2271 ex.2210

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月3日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

A重油JIS1種2号 1,000キロリットル

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 1回当たりの納入量

14キロリットル以上

(5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(6) 入札方法

1キロリットル当たりの単価による入札を行うので、当該単価を入札書に記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が油脂・燃料類に登録されている者であること。
- (3) 平成18年2月3日（金）から同年3月23日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。
- (5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

電話 0857 - 26 - 2271（内線2210）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

- (ア) 交付期間及び時間

平成18年2月10日（金）から同月22日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

- (イ) 交付場所

(1)に同じ。

イ 郵送による場合

平成18年2月10日（金）から同月22日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月23日（木）午後2時（郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時）

鳥取県立中央病院 大会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年3月8日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に1の(1)の予定数量を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に1の(1)の予定数量を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No.2 1,000kℓ

(2) Supply period : From 1 April,2006 through 31 March,2007

(3) Supply place : 730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM 8 , March, 2006

(5) Date and time for tender submission : 2 :00 PM 23, March, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1 :00 PM 23, March, 2006

(6) Please contact : Property Management Division , General Affairs Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital

730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

TEL : 0857 - 26 - 2271 ex.2210

正 誤

平成17年12月6日付鳥取県告示第910号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|---|-------|-----|-----|
| 8 | 下から17 | 字朽谷 | 字朽谷 |

平成17年12月20日付鳥取県告示第935号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

| | |
|---|----------------------------|
| 頁 | 2 |
| 行 | 15 |
| 誤 | 2199の25から2199の30まで |
| 正 | 2199の25から2199の29まで、2199の39 |